

財産処分手続ハンドブック

～財産処分手続の概要と事務手続上の留意事項～

令和4年3月

文部科学省大臣官房

文教施設企画・防災部施設助成課

目次

第1章 財産処分手続の概要

| | | |
|------|--------------------|-------|
| Q. 1 | 財産処分手続について | ・・・1 |
| Q. 2 | 根拠法令等の全体像について | ・・・3 |
| Q. 3 | 補助金適正化法第22条について | ・・・5 |
| Q. 4 | 補助金適正化法施行令第14条について | ・・・8 |
| Q. 5 | 処分制限期間について | ・・・10 |
| Q. 6 | 運用通知について | ・・・14 |
| Q. 7 | 承認事項と報告事項の違いについて | ・・・15 |
| Q. 8 | 財産処分手続の時期について | ・・・16 |

第2章 建物編

第1節 令和2年度通知の解釈

| | | |
|-------|---|-------|
| Q. 9 | 令和2年度通知のポイントについて | ・・・17 |
| Q. 10 | 2(1) 廃校施設等の改変を伴わない一時的な転用・貸与でありかつ公益に資する用に供する場合の財産処分手続について | ・・・21 |
| Q. 11 | 3(1)①補助事業完了後10年以上経過した建物等の無償による財産処分について | ・・・23 |
| Q. 12 | 報告事項1(1)災害により損壊した建物等の取壊しについて | ・・・24 |
| Q. 13 | 報告事項1(2)危険建物等の危険改築事業によらない取壊しについて | ・・・26 |
| Q. 14 | 報告事項1(3)保健衛生、機能又は学校管理運営において不適当な学校給食施設の改築事業によらない取壊しについて | ・・・28 |
| Q. 15 | 報告事項1(4)取壊しを条件として他の国庫補助事業の対象となった建物の取壊しについて | ・・・29 |
| Q. 16 | 報告事項1(5)単独で改築する建物の取壊しについて | ・・・30 |
| Q. 17 | 報告事項1(6)建物の取壊しに際してやむを得ずに行う建物以外の工作物の取壊し及び設備の廃棄について | ・・・31 |
| Q. 18 | 報告事項1(7)やむを得ない事情による破損・故障等のため修復不可能となった学校給食施設に付随する設備の廃棄について | ・・・32 |
| Q. 19 | 報告事項2 公共用又は公用に供する施設への転用について | ・・・33 |
| Q. 20 | 報告事項2(1)統合等により廃校となった建物等の転用について | ・・・34 |
| Q. 21 | 報告事項2(2)不適格改築事業の対象となった建物等の転用について | ・・・35 |
| Q. 22 | 報告事項2(3)入居見込みのないへき地教職員住宅の転用について | ・・・36 |
| Q. 23 | 報告事項3(1)認定こども園に係る幼稚園の財産処分について(幼保連携型認定こども園に転用) | ・・・37 |
| Q. 24 | 報告事項3(2)認定こども園に係る幼稚園の財産処分について(幼稚園型認定こども園に転用等) | ・・・38 |
| Q. 25 | 報告事項4(1)大規模改造に際し、保有控除建物への転用について | ・・・39 |
| Q. 26 | 報告事項4(2)事情変更に伴う建物区分の変更について | ・・・40 |
| Q. 27 | 報告事項4(3)期限を限った、へき地教職員住宅の教職員以外の者への入居貸付けについて | ・・・41 |
| Q. 28 | 報告事項4(3)へき地教職員住宅への他の公立学校教職員等の一時的な入居について | ・・・42 |
| Q. 29 | 報告事項4(4)特別支援学校の用に供するために行う建物等の転用 | ・・・44 |

| | | |
|-------|---|-------|
| | 等について | |
| Q. 30 | 報告事項 4 (5) 特別支援学校の用に供する既存施設の改修事業の無償による財産処分について | ・・・45 |
| Q. 31 | 3 (1)③合併市町村基本計画に基づく財産処分について | ・・・46 |
| Q. 32 | 3 (2) 交付決定事項について | ・・・47 |
| Q. 33 | 地域再生計画認定について | ・・・49 |
| Q. 34 | 4 (1)②基金積立てについて | ・・・51 |
| Q. 35 | 4 (1)③耐震補強事業、大規模改造事業(法令適合)又は防災機能強化事業(非構造部材)について | ・・・52 |
| Q. 36 | 4 (1)③補助事業完了直後に行う取壊しについて | ・・・53 |
| Q. 37 | 4 (1)④大規模改造事業(③を除く。)、防災機能強化事業(③を除く。)又は太陽光発電等導入事業について | ・・・54 |
| Q. 38 | 4 (1)④のうち、国庫納付を要しない事例の例外について | ・・・55 |
| Q. 39 | 4 (1)⑤幼稚園に係る財産処分について | ・・・57 |
| Q. 40 | 4 (1)⑥公私連携幼保連携型認定こども園に係る財産処分について | ・・・58 |
| Q. 41 | 4 (1)⑦学校給食施設のうち、統廃合等により、使用されなくなる建物等で、処分制限期間の過半を経過した建物等で、他の用途での活用が全く見込めない建物等の取壊し及び廃棄について | ・・・59 |

第 2 節 手続の要否

| | | |
|-------|-------------------------|-------|
| Q. 42 | 一時的な使用の考え方について | ・・・60 |
| Q. 43 | 一時的な使用に当たらない場合について | ・・・62 |
| Q. 44 | 財産処分後に再度学校として利用する場合について | ・・・65 |
| Q. 45 | 学校開放の取扱いについて | ・・・66 |
| Q. 46 | 公立学校施設災害復旧事業について | ・・・67 |
| Q. 47 | 義務教育学校への転用について | ・・・68 |

第 3 節 よくある質問

| | | |
|-------|--|-------|
| Q. 48 | 補助事業完了後 10 年以内に財産処分が見込まれる場合の耐震補強事業について | ・・・69 |
| Q. 49 | 廃校とする場合の地方自治法上の財産管理取扱いについて | ・・・70 |
| Q. 50 | 市町村合併が見込まれる場合の大規模改造事業(老朽改修)について | ・・・71 |
| Q. 51 | 当初の財産処分承認内容とは異なる内容の財産処分を後に行う際の取扱いについて | ・・・72 |
| Q. 52 | 貸与期間を更新する場合の手続について | ・・・74 |
| Q. 53 | 公共施設において使用料等を徴収する際の取扱いについて | ・・・75 |
| Q. 54 | 学校統合を行う際の財産処分について | ・・・76 |
| Q. 55 | 屋根貸し等により、太陽光パネルを設置する際の財産処分について | ・・・77 |
| Q. 56 | 吊り天井を撤去する際の財産処分について | ・・・79 |
| Q. 57 | 国庫補助を受けて建設された施設が移転補償の対象となった際の財産処分について | ・・・80 |
| Q. 58 | 設備の取壊しや転用、移設に当たり必要な財産処分について | ・・・81 |
| Q. 59 | 財産処分関係書類の提出先について | ・・・83 |

第 4 節 国庫納付及び基金積立てについて

| | | |
|-------|-------------------------|-------|
| Q. 60 | 国庫納付金額及び基金積立て額の算定方法について | ・・・84 |
| Q. 61 | 処分制限期間と経過年数の考え方について | ・・・93 |

| | | |
|-------|-------------------------------------|--------|
| Q. 62 | 民間事業者の廃校活用に伴う国庫納付金の考え方について | ・・・96 |
| Q. 63 | 有償で譲渡(貸与)する場合の契約額への国庫納付金相当額の上乗せについて | ・・・97 |
| Q. 64 | 基金の設置や積立て時期について | ・・・98 |
| Q. 65 | 基金積立ての状況報告について | ・・・99 |
| Q. 66 | 基金の使用範囲について | ・・・100 |
| Q. 67 | 基金条例の設置について | ・・・101 |
| Q. 68 | 基金の分割積立てについて | ・・・102 |
| Q. 69 | 基金の取り崩しについて | ・・・104 |

第3章 用地編

| | | |
|-------|--------------------|--------|
| Q. 70 | 平成20年度通知のポイントについて | ・・・105 |
| Q. 71 | 換地の取扱いについて | ・・・107 |
| Q. 72 | 学校用地の基金積立ての取扱いについて | ・・・108 |

第4章 財産処分承認申請書及び報告書作成要領

| | | |
|---|------------------------|--------|
| 1 | 財産処分承認申請書 作成要領 | |
| 2 | 財産処分報告書 作成要領 | |
| ○ | 財産処分承認申請(報告)書 提出書類整理手順 | ・・・119 |
| ○ | 財産処分手続別必要書類一覧(承認) | ・・・120 |
| ○ | 財産処分手続別必要書類一覧(報告) | ・・・121 |
| ○ | 参考:基金条例案 | ・・・122 |
| ○ | 基金設置及び積立て状況調書(記載例) | ・・・123 |

第5章 財産処分手続でよくある誤り等

- 財産処分手続 書類提出前に確認していただきたいこと

参考資料

| | | |
|---|--|--------|
| ○ | 公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について(通知) (令和2年12月9日付け大臣官房文教施設企画・防災部長名2文科施第281号) | ・・・128 |
| ○ | 公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分承認申請書等における公印押印手続の見直しについて(通知)(令和2年12月23日付け大臣官房文教施設企画・防災部長名2文科施第343号) | ・・・137 |
| ○ | 安全・安心な学校づくり交付金(地上デジタル放送に対応するためのアンテナ等整備事業、校内LANの新設事業)及び公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について(通知)(令和2年4月1日付け初等中等教育局長名元文科初第1814号) | ・・・143 |
| ○ | 学校用地取得費補助金に係る財産処分の承認等について(通知)(平成20年6月18日付け大臣官房文教施設企画部長名20文科施第121号) | ・・・150 |
| ○ | 文部科学省一般会計補助金等に係る財産処分承認基準について(通知) | ・・・155 |
| ○ | 補助金等適正化法第二十二條の規定に基づく各省各庁の長の承認について(通知) | ・・・162 |
| ○ | 公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分承認申請書等における公印押印手続の見直し及び提出方法並びに財産処分の承認書等の押印廃止について(事務連絡) | ・・・163 |

- 公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認における基金積立状況等の報告について（事務連絡）・・・165
- 公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の更新手続に係る添付資料の取扱いについて（事務連絡）・・・168
- 「公立及び国立学校施設における天井等落下防止対策の一層の推進について」（通知）に関する補足説明について（事務連絡）・・・170

第1章 財産処分手続の概要

Q.1 財産処分手続とは何ですか。

A.1

- 公立学校施設整備費補助の目的は、公立学校の施設整備を促進し、もって義務教育諸学校等における教育の円滑な実施を確保することにあります。
しかし、国庫補助を受けて学校施設を整備したにもかかわらず、学校教育以外の目的に使用するのであれば、補助目的を達成できないこととなります。そのため、処分制限期間(Q.5 参照)内に転用、貸与、譲渡、取壊し等を行う場合には、文部科学大臣の承認を受ける必要があります。この承認を得るための手続が財産処分手続です。

- これは、補助目的の完全達成のため、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。)に基づき必要とされるものです。財産処分承認申請手続や国庫納付金の要否の判断基準については、学校施設の場合には「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」(令和2年12月9日付け2文科施第281号文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長通知。P.128 参照)、用地の場合には「学校用地取得費補助金に係る財産処分の承認等について」(平成20年6月18日付け20文科施第121号文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知。P.150 参照)により明確化しています。

- この承認に当たっては、文部科学省では、既存施設の有効活用を推進する観点から、国庫納付をほとんどの場合に不要とするなど、公立学校施設に係る財産処分手続の大幅な弾力化・簡素化を図っています。
- 財産処分の承認を得ないうちに転用等を行うことは、補助金適正化法に反することになります。
- なお、次のいずれかに当てはまる場合には、財産処分手続を行う必要はありません。
 - ・ 国庫補助を受けずに整備した学校施設及び取得した用地の場合
 - ・ 処分制限期間を経過した場合
 - ・ 過去の財産処分手続において、処分する部分の残存価額に対する補助金相当額を国庫に納付した場合

Q.2 根拠法令等の全体像について教えてください。

A.2

○ 財産処分手続の根拠法令等は、法律・政令・運用通知の3段構成となっています。

- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)(Q.3参照)

(財産の処分の制限)

第22条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「補助金適正化法施行令」という。)(Q.4参照)

(財産の処分の制限を適用しない場合)

第14条 法第22条ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 補助事業者等が法第7条第2項の規定による条件に基き補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合
- 二 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合

- ・ 運用通知(Q. 6 参照)
 - ① 建物について
公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について(P. 128 参照)

 - ② 用地について
学校用地取得費補助金に係る財産処分の承認等について(P. 150 参照)

Q.3 補助金適正化法第 22 条について教えてください。

(財産の処分の制限)

第 22 条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

A.3

- 施設整備のための補助金等の交付を受けて、補助目的どおり施設を建設したとしても、当初の目的どおり使用されなければ、補助金等の交付目的は達成できません。このため、補助金適正化法第 22 条では、補助事業完了後において、各省各庁の長の承認を受けずに補助目的外の処分を行うことを禁止しています。
- 「補助事業者」
補助事業を行う者のことで、公立学校施設の整備事業においては、公立学校の設置者となる各地方公共団体(市区町村や都道府県)を指します。
- 「補助事業」
国庫補助の交付対象となる事業を指します。
- 「補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産」
 - ・ 政令で定める財産とは、補助金適正化法施行令第 13

条で定めるものであり、不動産等が該当します。

- ・「取得し」とは、建物を新築、増築する場合や、買収により所有権を取得する場合をいいます。
- ・「効用の増加した」とは、改修や設備等の設置により経済的価値が増加した場合などをいいます。

○ 「各省各庁の長」

公立学校施設の整備事業においては、文部科学大臣です。

○ 「交付の目的に反して」

他の公共施設への転用や、所有権の移転、第三者への貸与、取壊し、補助時点とは異なる学校種として使用する場合など(小学校から中学校への転用など)を指します。

○ 「使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供し」

地方公共団体が行う典型的な処分は、使用(転用)、譲渡、貸付け、取壊しです。

【参考】

補助金等適正化中央連絡会議決定(平成 20 年 4 月)において、財産処分とは、「補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊すこと等」と定義されています。(P. 162 参照)

【参考】 主な財産処分の種類 (P. 157 参照)

転 用: 補助対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用。

譲 渡: 補助対象財産の所有者の変更。

貸 付: 補助対象財産の所有者は変更を伴わない使用者の変更。

取壊し:補助対象財産の使用を止め、取り壊すこと。

○ 「政令で定める場合」

補助金適正化法施行令第 14 条に記載されています。
(Q. 4 参照)

Q. 4 補助金適正化法施行令第 14 条について教えてください。

(財産の処分の制限を適用しない場合)

第 14 条 法第 22 条ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 補助事業者等が法第 7 条第 2 項の規定による条件に基づき補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合
- 二 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合

A. 4

○ 補助金適正化法施行令第 14 条では、補助金適正化法第 22 条で規定されている財産の処分の制限を適用しない場合について記載されています。具体的には、以下の 2 点です。

① 「補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合」

補助金適正化法第 7 条第 2 項の規定による条件に基づき補助金等の全部に相当する金額(処分財産の残存価額に対する補助金相当額(Q. 60 参照))を国に納付した場合は、結果的に取得財産は補助事業者が自己負担で取得したことになるため、財産処分手続は不要です。

(補助金等の交付の条件)

第7条

- 2 各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限って、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を附することができる。

なお、公立学校施設整備において、補助事業に伴い「相当の収益が生ずる」場合は想定されないため、本条文が適用されるケースはないものと考えられます。

- ② 「各省各庁の長が定める期間を経過した場合」
「各省各庁の長が定める期間」とは、「処分制限期間(Q.5 参照)」と呼ばれており、この期間を経過した場合は、物理的には価値が残っているものの、経済的な使用価値はなくなるとみなされるため、財産処分手続は不要です。

Q.5 補助金適正化法施行令第14条に記載されている「各省各庁の長が定める期間(処分制限期間)」について教えてください。

A.5

- 各省各庁の長が定める期間(以下、「処分制限期間」という。)とは、補助対象施設の経済的価値が残存するとみなされる期間のことです。この期間の算定に当たっては、補助対象施設の耐用年数を勘案することとされています。

具体的な処分制限期間としては、例えば、鉄筋コンクリート造の校舎の場合、平成12年度以前の予算にかかる補助事業等により取得したものは60年、平成13年度以降の予算にかかる補助事業等により取得したものは47年となっています。このことは、補助金適正化法施行令第14条第1項第2号に基づき、文部科学大臣が定める告示に規定されています。

補助事業等により取得した財産の処分制限期間例示表

| 補助金等の名称 | 処分制限する財産の名称等 | | | 処分制限期間(年) | |
|------------------|---------------|------------------|---------------------------|-----------|----|
| | 施設整備等名 | 財産名 | 構造規格等 | ① | ② |
| 公立学校施設整備費補助金 | 公立文教施設 | 校舎 | 鉄筋コンクリート造 | 60 | 47 |
| | | 屋内運動場 | レンガ造、ブロック造、石造 | 45 | 38 |
| 公立学校施設整備費負担金 | | 寄宿舎 | 鉄骨造 | 40 | 34 |
| | | 教職員住宅 | 木造 | 24 | 22 |
| | | | 木骨モルタル造 | 22 | 20 |
| 安全・安心な学校づくり交付金 | | 水泳プール | | 30 | 30 |
| | | 鉄棒、バックネット | | 15 | 15 |
| 学校施設環境改善交付金 | | コンピュータ | パーソナルコンピュータ(サーバー用のものを除く。) | 6 | 4 |
| | | コンピュータ(サーバー用等) | その他のもの | 6 | 5 |
| 地域自主戦略交付金 | | LAN | | 9 | 9 |
| | LL 機器 | | 10 | 10 | |
| 沖縄振興公共投資交付金 等 | 地デジ(アンテナ)(配線) | | 10 | 10 | |
| | 火災報知器 | | 8 | 8 | |
| | 冷暖房設備 | 冷凍機の出力が22kw以下のもの | 13 | 13 | |
| | | その他のもの | 15 | 15 | |
| | ボイラー設備 | | 15 | 15 | |
| | エレベーター | | 17 | 17 | |
| | 太陽光発電システム | | - | 17 | |
| | 芝生 | | 20 | 20 | |

①昭和60年3月5日文部省告示第28号に基づく、平成12年度以前の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産について適用する。

②平成14年3月25日文部科学省告示第53号に基づく、平成13年度以降の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産について適用する。

補助事業等により取得した財産の処分制限期間例示表(学校給食施設関係)

| 補助事業等名 | 処分制限財産の名称等 | | | | 処分制限期間(年) | |
|---|------------|-----|----------------------------|------|-----------|----|
| | 施設整備等名 | 財産名 | 構造規格等 | 構造区分 | ① | ② |
| 公立学校施設 整備費補助金 (学校給食施設整備費) 安全・安心な学校づくり交付金 学校施設環境改善交付金 等 | 学校食堂施設 | 建物 | 鉄骨鉄筋コンクリート造 又は鉄筋コンクリート造 | R | 60 | 47 |
| | | | ブロック造 | その他 | 45 | 38 |
| | | | 金属造(骨格材の肉厚が4mmを超えるもの) | S | 40 | 34 |
| | | | 金属造(骨格材の肉厚が3mmを超え4mm以下のもの) | S | 30 | 27 |
| | | | 金属造(骨格材の肉厚が3mm以下のもの) | S | 20 | 19 |
| | | | 木造 | W | 24 | 22 |
| | | | 木骨モルタル造 | その他 | 22 | 20 |
| | 学校給食施設 | 建物 | 鉄骨鉄筋コンクリート造 又は鉄筋コンクリート造 | R | 35 | 31 |
| | | | ブロック造 | その他 | 32 | 28 |
| | | | 金属造(骨格材の肉厚が4mmを超えるもの) | S | 28 | 25 |
| | | | 金属造(骨格材の肉厚が3mmを超え4mm以下のもの) | S | 20 | 19 |
| | | | 金属造(骨格材の肉厚が3mm以下のもの) | S | 15 | 14 |
| | | | 木造 | W | 12 | 11 |
| | | | 木骨モルタル造 | その他 | 10 | 10 |

① 平成12年度以前の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産について適用する。

※参考「補助事業者等が補助事業等により取得した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得した財産の処分制限期間」(昭和60年3月5日 文部省告示第28号)

② 平成13年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。

※参考「補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成14年3月25日 文部科学省告示第53号)

補助事業等により取得した財産の処分制限期間例示表(学校給食設備関係)

| 補助事業等名 | 処分制限財産の名称等 | | 処分制限 期間(年) | 根拠 | |
|---|------------|--------------|---------------|------------------------------|----------------------------|
| | 区分 | 学校給食設備名 | | | |
| 公立学校施設 整備費補助金 (学校給食施 設整備費) 安全・安心な 学校づくり交 付金 学校施設環境 改善交付金 等 | 附帯 A | かま | 5 | 器具及び備品／食事又は厨房用品 ／その他のもの | |
| | | 上流し | 5 | | |
| | | 下流し | 5 | | |
| | | 調理台 | 5 | | |
| | | 食器洗浄機 | 9 | 機械及び装置／給食用設備 | |
| | | 食器消毒保管機 | 9 | | |
| | | ボイラー | 9 | | |
| | | かくはん機(ミキサー) | 9 | | |
| | | 野菜裁断機 | 9 | | |
| | | 球根皮むき機 | 9 | | |
| | | 揚物機 | 9 | | |
| | | 焼物機 | 9 | | |
| | | 蒸物機 | 9 | | |
| | | 冷蔵庫 | 9 | | |
| | | 真空冷却機 | 9 | | |
| | | 中心温度管理機能付調理機 | 9 | | |
| | エアカーテン | 12 | 建物附属設備／エアカーテン | | |
| | エアシャワー | 12 | | | |
| | | | 手指殺菌機 | 8 | ⇒ 器具及び備品／その他のもの／そ の他のもの |
| | | 附帯 B | 厨芥処理機 | 9 | ⇒ 機械及び装置／給食用設備 |
| | 附帯 C | 自家発電機 | 15 | ⇒ 機械及び装置／内燃力又はガスタ ービン発電設備 | |
| | 附帯 D | 廃水処理施設【R 造】 | 30 | ⇒ 構築物／汚水処理用のもの／R 造 のもの | |
| | | 廃水処理施設【S 造】 | 15 | ⇒ 構築物／汚水処理用のもの／S 造 のもの | |
| | 炊飯設備 | 炊飯機 | 9 | 機械及び装置／給食用設備 | |
| | | 洗米機 | 9 | | |
| | | 納米庫(米びつ) | 9 | | |
| | | 食器浸湿槽 | 9 | | |

※参考 「補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成14年3月25日 文部科学省告示第53号)

Q.6 運用通知について教えてください。

A.6

- 文部科学省では、「文部科学省一般会計補助金等に係る財産処分承認基準について」(平成20年6月16日付け20文科会第189号文部科学省大臣官房会計課長通知(令和2年12月10日付け一部改正) P.156参照)を定めています。

これを受けて、公立学校施設整備に係る学校施設及び学校用地について、別途運用通知を定めています。

学校施設については「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」(令和2年12月9日付け2文科施第281号文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長通知。P.128参照)、用地については「学校用地取得費補助金に係る財産処分の承認等について」(平成20年6月18日付け20文科施第121号文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知。P.150参照)により、詳細な取扱いが決まっています。

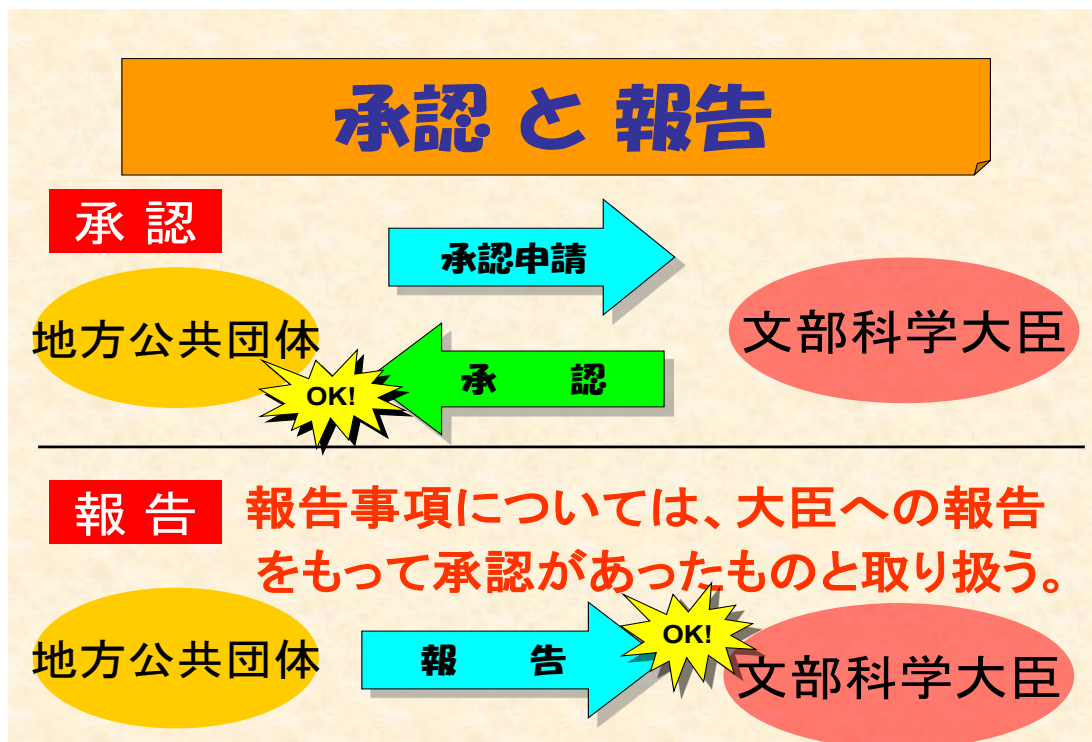
なお、文部科学省では、既存施設の有効活用を推進する観点から、国庫納付をほとんどの場合に不要とするなど、公立学校施設に係る財産処分手続の大幅な弾力化・簡素化を図っています。

具体的な内容については、第2章建物編・第3章用地編を御覧ください。

Q.7 承認事項と報告事項の違いについて教えてください。

A.7

- 国庫補助を受けて整備した学校施設の財産処分に当たっては、文部科学大臣の承認を要することとなっていますが、承認申請手続の簡素化を図るため、補助事業完了後10年以上経過した財産の無償による処分の場合など、「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」3(1)(P.129～P.130参照)で掲げられている事項については、文部科学大臣への報告をもって承認があったものとして取り扱っています。



Q.8 財産処分手続は、いつ頃までに行う必要があるのでしょうか。

A.8

- 財産処分手続は、法令上事前に行う必要があります。このため、財産処分を行う前に十分な時間的余裕を持って承認申請書又は報告書を提出していただく必要があります。

提出時期の目安としては、承認申請書は処分予定時期の3か月前、報告書は2か月前となります。特に年度末・年度当初は全国からの申請が重なり、通常以上に審査に時間を要しますので計画的な申請をお願いします。

上記提出期限を過ぎた場合は、任意様式にて「顛末書、理由書」等を作成し、御提出ください。

上記期限によることのできない特別の事情がある場合には、随時、文部科学省に御相談ください。なお、財産処分の承認を得ないうちに転用等を行うことは、補助金適正化法第22条に反することとなりますので、上記期限にかかわらず、早期に書類を御提出いただきますようお願いいたします。申請に当たっては、経由機関となる都道府県教育委員会に相談しながら事務を進めてください。